

PGMプロパティーズ株式会社 霞ヶ浦カントリー倶楽部
2022年度 平日友の会フレンドリークラブ 年次登録契約書

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分にご確認いただき、霞ヶ浦カントリー倶楽部 平日友の会フレンドリークラブの年次登録者への登録契約をお申込み下さい。但し、申込は個人かつ20歳以上の方に限るものとします。
本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合にPGMプロパティーズ株式会社との登録契約が成立します。

【申込内容】	2021年度登録者 有(登録番号)・無し	申込日	年 月 日
氏名 (必須)	フリガナ	性別 (必須) 男・女	生年月日(西暦)(必須) 年 月 日 歳
自宅住所 (必須)	〒 -		
連絡先電話番号 (必須)	(自宅 ・ 携帯)		
PGMロイヤルティプログラム会員のPGMカード番号 (必須) ※PGMアプリの場合はアプリ内のQRコード画面に表示されるカード番号			
2022年度 年次登録有効期間		2022年4月1日から2023年3月31日まで	

<契約条件>

1. 登録者申込

- 霞ヶ浦カントリー倶楽部(以下「本ゴルフ場」といいます)平日友の会フレンドリークラブ年次登録者の登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
- 登録申込者は、上記の太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
- 本ゴルフ場は、PGMプロパティーズ株式会社(以下「保有会社」といいます)が定める基準に基づいて、登録審査を行います。
なお、登録を承認されなかった場合の理由については一切開示されないものとし、登録申込者は予めこれを承諾するものとします。
- 登録申込には、PGMロイヤルティプログラム会員規約へ同意の上、PGMロイヤルティプログラム会員への登録が必要となります。

2. 登録者資格

- 登録申込者の登録が承認され、かつ、保有会社が指定する方法による入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間の本ゴルフ場の年次登録者(以下「本登録者」といいます)の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内における本登録者の資格が付与されます。
- 本登録者は、本ゴルフ場において、平日のみ第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。
- 本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
- 本登録者の資格は譲渡できません。
- 本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。

3. 登録料(消費税込)

13,200円とします。

4. 年次登録者プレー料金(消費税・ゴルフ場利用税込・指定昼食付)

①年次登録者プレー料金

対象日	年次登録者プレー料金	対象日	年次登録者プレー料金
2022年2022年4月1日～2022年6月30日、 2022年9月1日～2022年12月27日及び 2023年3月1日～2023年の3月31日の平日	7,300円	2022年7月1日～2022年8月31日及び 2023年1月6日～2023年2月28日の平日	6,800円

※上記料金は1ラウンド(4・3バッグ時)のセルフプレー料金です。2バッグ時はバッグ割増料金としてお一人様1,100円(消費税込)が別途かかります。

※指定昼食付とはゴルフ場指定のメニューとなり、他のメニューをご注文の場合は差額が発生します。

※2022年5月2日・6日、8月10日・12日・15日～17日、11月4日、12月28日～12月30日、2023年1月3日～1月5日、2月24日、3月20日は年次登録者プレー料金の対象外となります。

※アーリーバード・トワイライト・午後スループレーは年次登録者プレー料金の対象外となります。

②年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。

③電話またはPGM Web以外からのご予約(本登録者が同伴者である場合を含みます)は、年次登録者プレー料金の対象外となります。

5. 有効期間

本契約の有効期間は、2022年4月1日(第2条により登録契約が成立し、登録資格が付与された日がそれ以降の場合は、当該付与日)から、2023年3月31日までとします。

6. 資格喪失

- 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録者資格を喪失するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者(以下「暴力団等」といいます)に所属すると認められるとき。
 - 暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。
 - 死亡したとき。
- 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社はその資格を取り消すことができるものとします。
 - 他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。
 - 本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。

7. 登録料の不返還

本登録者が登録者資格を喪失した場合、保有会社が本登録者の資格を取り消した場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。

8. 個人情報の取扱い

本契約書にご記入のお客様の個人情報は、顧客管理、宣伝広告及びアフターサービスのために利用するものとし、パシフィックゴルフマネージメント株式会社がホームページ等に掲げる「個人情報保護方針」(<https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.asp>)に従い管理いたします。

保有会社は、当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関係会社に開示する場合があります。

個人情報の利用中止を希望されるお客様は、本ゴルフ場までお申し出下さい。

なお、本契約書へのご記入をもって、当該個人情報保護方針及び利用目的を確認のうえご同意いただいたものとみなします。

入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	金額	その他	支配人印
年 月 日				円		